

「日本基督教団紅葉坂教会における違法な聖礼典の執行の問題」について

「日本基督教団紅葉坂教会における 違法な聖礼典の執行の問題」について

山 口 隆 康

1. 問題の概要

【問題の経緯】

(1) 日本基督教団に所属する個教会の一つである日本基督教団紅葉坂教会（以下紅葉坂教会）が、紅葉坂教会規則の変更承認申請をした。変更内容は、同教会規則第8条を「削る」（＝改正したい部分を跡形なく消し去ってしまう）という規則の改正であった。日本基督教団信仰職制委員会は、この規則改正は教規第85条の範囲を超えると判断し、紅葉坂教会の規則変更を認めなかった。

*教会規則第8条

- ①聖餐にはバプテスマを受けた信徒があずかるものとする。
- ②幼児バプテスマをうけた者は、信仰告白式をおえるまでは聖餐にあずかることができない。

*教規 第85条

教会は、本教団の信仰告白、教憲、教規および教団諸規則にのっとり教会規則を制定し、教区総会議長の承認を受けるものとする。

(2) 紅葉坂教会は、同教会規則第8条に違反して「バプテスマを受けた信徒」以外の者を聖餐にあずからせる（以下「未受洗者陪餐」とする）事を、教会として決議（役員会決議・総会決議）した。この場合の教会総会の決定は有効であるかという問題が生じた。

(3) 同教会の主任担任教師^{きたむらじろう}北村慈郎牧師は、紅葉坂教会の会議（役員会・教会総会）の決定に従うという主張のもとに「未受洗者陪餐」を実行した。

(4) 第35総会期第3回日本基督教団常議員会（2007年10月22日～23日開催）は、「未受洗者陪餐」の実施を理由に、北村慈郎教団正教師に対する「教師退任勧告」を可決した。

【問題の所在】

上記(1)にあるように、紅葉坂教会が紅葉坂教会規則第8条に違反した「違法聖餐」を実行していることが根本問題である。所定の手続きを経て制定された「日本基督教団紅葉坂教会規則」には、日本基督教団に所属する教会が定めるべき基本条項が記載されている。準則第8条（＝紅葉坂教会規則第8条）は、各教会の裁量によって削除することのできない基本条項である。したがって、「日本基督教団紅葉坂教会規則第8条」を「削る」という規則変更総会決議そのものが違法である。

真正なる紅葉坂教会の意志は「削除されていない教会規則第8条」に保持されている。すなわち正当にして合法なる日本基督教団紅葉坂教会が、北村慈郎牧師と教会規則第8条の削除を内容とする教会総会によって破壊されようとしているのが、法理的観点から見た現状認識である。このことは紅葉坂教会規則（準則）第3条、第4条に照らして強調されねばならない。

*紅葉坂教会規則（準則）第3条、第4条

第3条 この教会は日本基督教団に所属し、日本基督教団信仰告白を告白する。

第4条 この教会は日本基督教団の教憲、教規ならびにこの教会規則の定めるところに従って教會的機能および教務をおこなう。

「日本基督教団紅葉坂教会における違法な聖礼典の執行の問題」について

2. 違法聖餐をめぐる誤解について

上記の法理論的観点から、次のような見解を論破しておきたい。

〔誤解その1〕 教会や会議を戒規にかけることができるという誤解

未受洗者陪餐をするような教会は戒規にかけるべきである、という主張がある。また、教憲・教規違反を許容する教区総会を戒規にかけることができないのか、と質問されたことがある。教会や会議を戒規にかけることはできない、かけてはならない事は自明なことである。

法理的観点から言えば、紅葉坂教会を戒規にかけることができないことは明白である。紅葉坂教会規則は、教会の門番として第3条、第4条、第8条を定めることによって、紅葉坂教会を教会破壊者たちから護っているのである。取り扱うべき問題は、違法行為（違法聖餐）によって教会の霊的並びに制度的秩序を破壊しようとする違反者の法的処置である。教団議長が何らかの処置を執るべき理由は、真正なる日本基督教団紅葉坂教会を違法者たちの教会破壊から護る責任があるからである。

〔誤解その2〕 未受洗者への配餐は禁じられていないという誤解

紅葉坂教会は神奈川教区にある教会であるが、神奈川教区内の24人の牧師が昨年12月から「かながわ・明日の教団を考える会」という名称で「教師退任勧告」撤回を求める署名活動をし、賛同を求める文章を各教会に送りつけている。その中に次のように記されている。

教規に未受洗者への配餐を禁ずる明文はありません。教規第6章（第134条～140条）に「陪餐会員」を「信仰を告白してバプテスマを領した者」とし、未陪餐会員を「まだ聖餐に陪しえない者」と規定しているところから、「陪餐」者はバプテスマを領した者で、未受洗者を除くという推測が成り立つに過ぎません。明文の禁止規定がない事

項に関し、それへの違反という容疑を以て教職身分の剥奪につながるような決議を、常議員会が僅差の多数決でおこなってしまうことは越権行為です。未受洗者への配餐問題は、粘り強い対話と学びを必要としています。現段階ではお互いが様々な立場の一方であり、性急に一つの答えや結論を引き出すのではなく、対話を続け、お互いが学び合い、お互いに受けとめ合う途上にあることを認識することが大切です。

引用した文章に問題点がよく現れている。もともとここで問題になっているのは、合法か違法かという問題である。違法であるなら「違法行為」が、いつどのように行われたか、違反者はだれか、ということが次の問題である。「教規に未受洗者への配餐を禁ずる明文はありません」ということが主張の根拠のようであるが、もともと紅葉坂教会が総会決議に基づいて、教会規則第8条を「削る」規則変更を申し立て、教団議長の同意を求めた事が事件の発端である。当事者の紅葉坂教会にそのような意志や教規・教会規則の解釈があったならば、教会規則の変更を教団議長に求める必要はないことになる。上記の署名呼びかけ者たちの認識には、紅葉坂教会規則第8条が現在も変更されておらず、紅葉坂教会において有効であることにまで認識が及んでいない。

さらに、次のような主張が出てくるのは、事柄が違法行為の問題であることが認識できないためであると思われる。引用してみよう。

未受洗者への配餐問題は、粘り強い対話と学びを必要としています。現段階ではお互いが様々な立場の一方であり、性急に一つの答えや結論を引き出すのではなく、対話を続け、お互いが学び合い、お互いに受けとめ合う途上にあることを認識することが大切です。

この署名運動は、文面を丁寧に分析すると未受洗者陪餐についての学習の呼びかけが内容になっている。「学習会」は自由であるから、真摯に教憲・教規と教会規則（準則）についての学びがなされる事を望みたい。

「日本基督教団紅葉坂教会における違法な聖礼典の執行の問題」について

〔誤解その3〕 問題は聖餐についての「思想」であるとする誤解

東京神学大学は西東京教区内にあるが、西東京教区内の事例も挙げてみたい。2006年12月21日付けで教団教師T牧師の書いた文書（以下「T文書」と表記）がある。T教師が書き、西東京教区内の12人の牧師が賛同人として名を連ねているので、西東京教区内の聖餐をめぐる問題状況を反映している文書と判断して取り上げてみる。

「T文書」に現れた考え方の主旨は次のように読み取ることができる。「聖餐についていずれか一つの立場を正しいとして他を裁いたり排除したりするのではなく、多様な意見を出し合って議論と理解を深める」ことが重要で「各個教会には選択の自由が無い」と主張すべきでない、というものである。T牧師は西東京教区2007年度定期総会においても同様の主旨を繰り返し発言していた。

問題点を指摘したい。すでに〔誤解その1〕で明らかにしたように、違法聖餐をめぐる事件の発端は、北村慈郎教師の「思想」にあるのではない。「聖餐についての思想」が問題であれば「聖餐についていずれか一つの立場を正しいとして他を裁いたり排除したりするのではなく、多様な意見を出し合って議論と理解を深める」ことが重要であると主張することは自由である。しかし、「各個教会には選択の自由がある」という教憲・教規の解釈を根拠に、「未受洗者陪餐」を「実行」するのであれば、「各個教会には選択の自由がある」という法的根拠を明示しなければならない。

T牧師が主任担任教師として在任している西東京教区〇〇〇教会の教会規則の整備状況が定かでないので、教会規則（準則）を制定しているか、準則の欠缺状況にあるのかはわからないが、いずれにせよ教会規則（準則）第8条がある限り、「各個教会には選択の自由がある」という状況は存在していない。各個教会は準則第8条①「聖餐にはバプテスマを受けた信徒があずかるものとする」という教会規則を持つ自由、持たない自由があるわけではない。

「T文書」が書かれたのが2006年12月であるので、2007年10月の北村慈郎教師に関する常議員会決議を「T文書」は知らないことになる。しかし、紅葉

坂教会が教会規則（準則）の変更承認申請を提出することによって、「各個教会には選択の自由がある」ことについて教団議長に同意を求めたことは、各個教会の選択の自由を主張する「T文書」とその内容において一致している。これに対し、信仰職制委員会の答申「紅葉坂教会規則第8条（陪餐規定）削除申請に対する教団の回答（『教憲教規の解釈に関する先例集』67-68頁）」が出されたのである。

さらに「T文書」と「総会におけるT牧師の発言内容」には、「準則第8条」の存在という法理的観点が欠落しているために、教規の「解釈」と「実行」の区別が無視されている。「未受洗者陪餐を是とする思想（解釈）」が問題なのではなく、違法な解釈を実行に移した「違反行為」と「違反者」が問題なのである。「教師退任勧告」は「違法聖餐」を実行した違反者北村慈郎教師に対してなされた決議である。

3. 教憲・教規に対する違反と違法行為について

教団内で「教憲・教規の解釈」と「聖餐礼典の実行（執行）」の区別が曖昧なために、混乱が生じている。法律においては「解釈」の次元と「不法・違法」の次元は別である。「不法・違法」とは、行為あるいは状態が法令に違反することを言う。たとえば「未受洗者陪餐を選択する自由が各個教会にある」という間違った解釈は「不適法」である。しかし、「違法陪餐」を実行しない限り、そこに「違反状態」があるわけでも、「違反者」がいるわけでもない。

わかりやすい事例を挙げてみよう。教団総会の議場で「差別思想を持つ者は断罪されるべきである」という発言を耳にした。もし「思想」が断罪される事態が生まれれば、「思想の自由」が無くなるのは明白である。「差別思想」と「差別行為」は区別されねばならない。

教憲・教規における「解釈と実行」の課題が教団内でシリアスな課題となったのは、1992年5月の兵庫教区総会議案9号「補教師の聖礼典執行に関する件」が可決されるという状況が生まれた時である。この状況に対して、日本基督教団信仰職制委員会は、1993年9月22日付けで次のような見解を発表して

「日本基督教団紅葉坂教会における違法な聖礼典の執行の問題」について
いる。

1. 第22総会期信仰職制委員会は、「補教師が聖礼典を執行することは、教憲教規に照らして認められない」旨、見解を表明した。この見解を当委員会は確認した。
2. 教憲第8条、教規第104条は、未按手教師の聖礼典執行を認めていない。未按手教師の聖礼典執行は教憲・教規を超えるものであるにもかかわらず、兵庫教区決議は「超法規的判断」の根拠づけ、すなわち「法解釈に関する適正手続き（いわゆるデュープロセス）」が示されていない。この手続きがなされない限り、礼典の執行は実際になされるべきでない。

上記の見解は、いわゆる「兵庫教区議案9号決議」（1992年5月開催の兵庫教区総会において「補教師の聖礼典執行に関してはその教会の決定を尊重する」とした決議）が可決されたことに対して出された日本基督教団信仰職制委員会の見解である。ここで法理論的に重要なのは、「補教師が聖礼典を執行することは、教憲・教規に照らして認められない」事を確認し、次に「超法規的判断」によって聖礼典の執行がなされる場合には、実行についての超法規的判断の根拠づけとなる「法解釈とその適正手続き（いわゆるデュー・プロセス due process of law）」が明示されなければ、礼典の執行はなされるべきでない事を確認していることである。

ここに示されている事柄は、教憲・教規の「解釈」と「実行」の間に「法解釈に関する適正手続き」が無ければ、実行はできないということである。この考え方に従えば、紅葉坂教会が「未受洗者配餐」を実行する前に、教憲・教規の関連条項、紅葉坂教会規則の条文に照らして、「法解釈の適正手続き（いわゆるデュー・プロセス）」が明示されなければならないことになる。北村慈郎教師が常議員会で明示すべき弁明は、教憲・教規と紅葉坂教会規則についての「デュー・プロセス」であって、神学的知識についての断片的学習結果のレポ

ートではない。

4. 北村慈郎教師の法解釈について ー特に陪餐規定をめぐってー

それでは北村慈郎教師の弁論内容を検討してみたい。

第35総会期第2回教団常議員会（2007年7月9日）に北村慈郎教師が配布した発題資料「聖餐について」の中に次のような法解釈が提示されている。北村教師は「紅葉坂教会規則第8条（陪餐規定）削除申請に対する教団の回答（『教憲教規の解釈に関する先例集』67-68頁）」に示された解釈は正しいとは言えないという疑問の根拠を、以下のように提出する。引用してみよう。

- (1) 唯一陪餐規定が記されている準則である（紅葉坂）教会規則第8条削除は、教憲第7条に基づく決定であること。
- (2) 陪餐規定は教規第86条における教会規則に規定しなければならない事項にはないこと。
- (3) 教憲教規そのものにとって未受洗者陪餐は想定外であること。想定外である未受洗者陪餐について教憲教規が規定しているとは思えない。信仰職制委員会の答申はすべて教憲教規における間接的根拠を述べているにすぎない。
- (4) 教団信仰告白「旧新約聖書は、教会の拠るべき唯一の正典なり。されば聖書は……信仰と生活との誤りなき規範なり」という条項によれば、日本基督教団は教憲教規にまさって聖書を拠としている教会である。その聖書そのものにおいて荒井献氏あらいささくによれば、未受洗者に開かれた聖餐も、閉じられた聖餐もありえるというのであるから、未受洗者の陪餐を教憲教規違反だからといって切り捨てることは、教団信仰告白を重んじる者にはあり得ない事ではないか。いずれにせよ、聖餐に関する問題は、規則で云々するべき事柄ではない。

以上が北村教師の発題において、教憲・教規と紅葉坂教会規則に関する解釈

「日本基督教団紅葉坂教会における違法な聖礼典の執行の問題」について

を述べた部分である。以下に、その問題点を明らかにしてみたい。

北村慈郎教師の解釈（以下「北村解釈」と表記）は、上記（1）において、教団所属教会の準則第8条は、教憲第7条に基づいて削除することができるという。教憲第7条は次のとおりである。

*教憲 第7条

本教団の所属教会は、本教団の信仰告白を奉じる者の団体であつて、教会總會をもってその最高の政治機関とする。

教会の教会的機能および教務は教会總會の決議ならびに教憲および教規の定めるところにしたがって教会總會議長がこれを総括する。

教会總會の議長は教会担任教師がこれにあたる。

北村解釈によれば、準則第8条（陪餐規定）は、「總會の決議ならびに教憲および教規の定めるところにしたがって」削除することが可能であるという。教憲第7条の文言は「總會の決議ならびに教憲および教規の定めるところにしたがって」となっており、「總會の決議または教憲および教規の定めるところに従って」とはなっていない。法律用語では英語の and を表現する「ならびに、および」の使用法が厳密に決められている。英語の or にあたる「または、若しくは」についても同様である。

北村解釈では、準則第8条の削除は、總會の決議ならびに（and）教憲および教規の定めを照らして可能であるという。ここで二つの問題が起こる。第一は、準則第8条の削除を議決した「總會決議」は有効であるか。第二は、教憲および教規に照らして、準則第8条を削除することができるか、という教憲第7条にかかわる判断である。

教憲・教規の定めをめぐって北村解釈は、「(2) 陪餐規定は教規第86条における教会規則に規定しなければならない事項にはない」と主張する。はたしてそうであろうか。教規第86条は次のとおりである。

* 教規 第86条

教会規則には次の事項を規定しなければならない。

- | | | |
|----------------------|---|--------------|
| (1) 名称 | → | 教会規則第1条 |
| (2) 所在地 | → | 第2条 |
| (3) 礼拝、伝道その他集会に関する事項 | → | 第3～4条 |
| (4) 教会担任教師に関する事項 | → | 第13～19条, 49条 |
| (5) キリスト教教育主事に関する事項 | → | 第20～24条 |
| (6) 信徒に関する事項 | → | 第5～12条, 48条 |
| (7) 役員に関する事項 | → | 第33～41条 |
| (8) 財産の管理および財務に関する事項 | → | 第42～46条 |
| (9) 公益事業に関する事項 | → | 第47条 |
| (10) 合併および解散に関する事項 | → | 第50条 |

左が教規の項目であり、右に記したのが教会規則（準則）の関連条項である。

教会規則（準則）の構成は、第1章 総則、第2章 信徒、第3章 担任教師、第4章 キリスト教教育主事、第5章 教会総会、第6章 役員会、第7章 財務、第8章 公益事業、第9章 補則、となっている。この章立ては、準則の形式が礼拝規定（礼拝指針）を内包する構造ではなく、教会組織を定める構造になっていることを示している。

聖餐礼典の執行、並びに執行者に関しては、教憲第8条、教規第104条、102条(1)、その他の関連条文など、教憲および教規に規定されている。教規においては、だれが聖餐礼典を執行するのか（執行者）、またどのような手続きを経て執行されるかの筋道が明確である。一方教会規則（準則）においては、「だれが聖餐にあずかるのか」を明確にすることが規則の目的となっている。教団の法制度が、信仰告白、教憲、教規、そして各個教会規則（準則）という法の存在形式を取っていることは偶然ではない。そのことは「教規の信徒規定（第134～140条）」と「個教会規則（準則）の信徒規定（第5～12条）」を比較

「日本基督教団紅葉坂教会における違法な聖礼典の執行の問題」について

検討するならば明らかとなる。

準則第8条は、その条文の言葉「聖餐にはバプテスマを受けた信徒があずかるものとする」にあるように、まさに陪餐者を規定する条文なのである。

このように法の存在形式において、教規第86条と教会規則（準則）は密接な関係にあり、「全体教会の教会規則としての教規」と「個教会の教会規則としての教会規則（準則）」の両方が必要であることが日本基督教団の法制度であり、「教憲・教規および諸規則」の法秩序なのである。北村解釈はこれを理解していない。

北村解釈の(3)については、上記に述べたことからすでに論破していることは明瞭であろう。北村解釈は「(3) 教憲教規そのものにとって未受洗者陪餐は想定外である」と主張するが、「想定外」の法的成立根拠がひと言も述べられていない。「教憲・教規の想定外」について主張する場合には、現行法の領域をどのように超えているか「超法規的解釈の成立根拠（デュー・プロセス）」の明示が要求される。「想定外」とか「間接的根拠」とか、およそ法律解釈となじまない表現は、教憲ならびに教規に由来するのではなく、北村氏のユニークな個人的思想に由来するのではないであろうか。

このことがストレートに表現されるのは(4)である。教団信仰告白にある聖書原理を主張することによって、教憲・教規にまさって聖書学における学説が尊重されるべきであるとする主張は、「いずれにせよ、聖餐に関する問題は、規則で云々すべき事柄ではない」と結論づけられる。ここまで至ると、北村解釈に現れた思想の稚拙さと論理の混乱ぶりは、ことさら取り上げて矛盾や教義学的思考の欠落を指摘するまでもなく明白である。

5. 教師の「退任」について

前項で「教憲・教規および諸規則」の法秩序について述べたが、この法秩序が無視されているために生じている誤解の典型例を取り上げてみたい。

〔誤解その4〕 教団が教師退任を求めることはできないという誤解

教団ジャーナル「風」21号（2007年10月24日発行，発行人，^{うしろくよしや}後宮敬爾）に，北村慈郎氏への「教師退任勧告」議案に憂慮を覚える有志の会（呼びかけ人は10人の教団教師）による，教団議長と常議員会への要望書（2007年10月20日付け）が掲載されている。4項目から成る文書である。ここで教憲・教規の解釈にかかわる第3項を取り上げてみたい。その理由は，全体教会としての教団と各個教会の意志決定の関連が問題になっているからである。この問題の部分を引用してみよう。

3. 「教師退任」を求めるこの度の議案は，教会の自主性をも著しく侵害するものです。本教団は，教師の就任について招聘制をとっています。ですから「教会担任教師」の「就任」は各個教会の決定事項であり，「辞任」も同様であります（いずれも教区総会の承認は必要）。このことは教師と教会・信徒とは相互契約であることを意味します。その相互契約に教団機関が教会・信徒の意思を無視して介入するということは，いかなるものであっても許されるものではありません。当該教会の信徒へ与える影響を考えるべきです。

上記の文章には，いくつもの問題がある。教師の就任が相互契約という主張は「教規」がほとんど読まれていないし，そもそも「相互契約」という主張は，教会法としての「日本基督教団の教憲・教規」と矛盾することに気づいていない。仮に教師の就任に関し「契約の思想」を導入して法解釈を加えるのであれば，その「契約」は「神関係の次元を欠いていない契約 covenant」を基本的に考えるべきであろう。その場合「契約の主体」は誰であるか教会法的には極めて重要な主題である。たとえば上記に引用した文中に，「教師の就任・辞任」が各個教会の決定事項であり，このことは「教師と教会・信徒とは相互契約であることを意味します」という部分がある。この文章の表記では，あたかも

「日本基督教団紅葉坂教会における違法な聖礼典の執行の問題」について

「教師」と「教会・信徒」が相互契約を結ぶことが可能であるかのように読める。相互契約を結ぶ一方の主体を「教会・信徒」と表記している。この表記は意味不明である。「教会＝信徒」と読むならば教憲第7条、教規第94条、106条、教会規則（準則）第25条、26条に違反する。個教会の教師の招聘主体は、「教会」（準則第13条）である。「信徒の集団」が教師を招聘するという考え方は教憲・教規にはない。教会総会は教師を排除した信徒会議ではなく、担任教師と現住陪餐会員によって構成されるからである。このことは教憲第7条、教規第94条に明々白々である。上記に引用した文章は、招聘制度を教師と信徒集団の相互契約のように考えているのかもしれない。教師の就任・退任にかかわる「契約」は、神の前の誓約によると想定しており（準則第15条）、したがって「聖約」とでも表記すべき covenant を意味している（参考：教団式文における就任式の誓約）。引用した文章においては「契約」は、教師と信徒が「相互に遵守すべき項目を列挙した契約 contract」をかわし、「相互の合意 agreement」によって招聘がなされることであると考えられていると思われる。招聘制についての教規の理解が欠けていることは疑いもなく明瞭である。このような解釈の矛盾を挙げて論破することは、いとも容易であり関連条文を指摘するだけで十分なほどである。

ここで取り上げたい課題は、このような教規の不理解が生じる原因とそこにある「教憲・教規」観である。教憲ならびに教規についての基本的理解が不十分であることが、間違った判断を生み出しているからである。

引用した文章は、明らかに「教師退任」と「教師の辞任」を混同している。「教師退任」とは、教憲9条、教規第123～133条に規定されている日本基督教団の教師の「退任」であって、該当する条文は第129条である。

*教規 第129条

教師が退任しようとするときは、その理由を具し、任地の教区総会議長を経て、教団総会議長に願いいで、その承認を受けなければならない。

一方、個教会の担任教師が「辞任」する条文は教規第108条、準則第16条である。

***教会規則（準則）第16条**

担任教師が辞任しようとするときは、教会総会の議決を経て辞任する。

***教規 第108条**

教会担任教師が辞任しようとするときは、教会総会の議決を経て、教区総会議長に申請し、その承認を受けなければならない。

要望書の文章では、「退任」と「辞任」が区別されていない。要望書は、教師の「就任、辞任」は各個教会の自主性のもとに成り立ち、この「相互契約」に教団機関が介入することはいかなるものであっても許されない、と言う。ここでの基本的主張は、個教会の自治（「教会の自主性」と表記）にある。しかし、「教師退任勧告」は、教規第129条にしたがって、教区・教団の名簿に登録されている教師に「教団の教師」を退任するように勧告しているのである。それにもかかわらず、要望書では「教団の教師の退任」＝「個教会の担任教師辞任」と理解しているため、教師を規定した教規の条項は位置を失っている。「全体教会としての教団」を規定した「教規の条項」を無視した形で、各個教会の自治を強調することになっている。

ここで問題になるのは、「各個教会の自治(自主性)とは何か」という課題である。各個教会の自治は「教会規則」によって成り立つのである。自治は「法の支配 (Rule of Law)」によって成立するのであって、いかなる意味でも法を排除する人間や人間集団によって成り立つのではない。紅葉坂教会の聖礼典にかかわる教会自治は、準則 8 条によって護られているのである。北村教師の「違法聖餐」は、紅葉坂教会の神の前で護られるべき教会自治を破壊する行為であり、これに対して紅葉坂教会の神の前での自主性は、紅葉坂教会規則によ

「日本基督教団紅葉坂教会における違法な聖礼典の執行の問題」について
 って護られねばならない。

終わりに

教憲ならびに教規、さらに所属教会規則のいずれにも違反する違法な聖餐礼典が教団所属教会において執行された場合、なんらかの法的措置をとるべきことは、教憲第5条に従って教団議長の責任である。今回、^{やまきたのぶひさ}山北宣久教団議長は教規第39条にしたがって常議員会に発議し、教団常議員会は正規の議題として諮り、違法行為を公言、実行している北村慈郎教師に対し教規第129条にしたがって自発的に「退任」することを勧告したことは「教憲・教規および諸規則」に照らして適切な法的処置である。教規第39条のどの項目にしたがって「議長総括」行為（教憲第7条）を進めるのかは、議長裁量によることになる。第39条（1）によって教師委員会に教規第141、142条「戒規」の適用を発議することも、第39条（2）によって教区総会議長を招集し協議することもできる。どのような規則の運用をするかは議長の裁量権に属している。今回、山北議長のとった総括行為とは異なる別の可能性も教規の運用としてはあり得る。しかし、別の可能性をあげて議長行為を違法であると非難することはできない。教規の条文構成からみても第39条（1）は、通常の教会的機能および教務を想定した項目であり、とくに第39条（1）については信仰職制委員会に総幹事から諮問させ、その答申を受け、すでに2002年1月に公表し、すでに5年以上経ている経緯を考えれば、同じ第39条（1）によって教師委員会に戒規の適用を発議する筋道が適当であるという判断もおおいにあり得ると言える。その意味では教団常議員会が、北村教師の自発的意志決定に期待して教規第129条適用を決議したことは賢明な法的措置であると言えよう。「教師退任勧告」にもかかわらず北村慈郎教師が「違法聖餐」を実行し続ける事態になれば、教規第141、142条に照らして「戒規」の発議をすることになるであろう。

（やまぐち たかやす）